

# イソベ氏の信仰

鎌田純一

「イソベ氏の信仰」と題した。ここでいう「イソベ氏」とは、古代伊勢国度会郡地方に居住し、神宮に奉仕して來た氏族のことである。後述するが、内宮祢宜家荒木田氏、外宮祢宜家度会氏は本来は一つ、このイソベ氏より出たものである。そこで、そのイソベ氏は本来どのような職を主とした氏族であったかと問うに、それはその本拠地とみられる磯（伊勢市磯町）の地、またイソベ（磯部）というその呼称より海上氏族、漁業を主とした氏族であったとみられる。それは確かにであろう。しかし、それはいつまでもそうであったのか。そのように決めつけてみてよいものであろうか。ことに皇太神宮御鎮座当初より、その基礎確立期（およそ天武天皇ころ、それよりその少しくあとまでを意味する）にも、やはり漁業を主として生活していた氏族なのであらうか。この点について、その信仰を延暦二十三年（八〇四）に撰せられた『皇太神宮儀式帳』に記される「管度会郡神社事」を一つの手がかりとして分析追究し、それよりイソベ氏の延暦、またそれより少しく遡り、その神宮基礎確立期とみられるころの性格を推測、神宮史研究の一基礎作業としてみようとするものである。

\*

まず、アマよりみて行きたい。「海人」、また「海」、「海部」、「海女」、「海士」、「海郎」「白水部」などとも記されるアマである。それは、もぐり作業を主として、貝・海藻等を採取し、また漁撈、航海に従事したもののことであ

り、応神天皇の御宇に定めたと記紀に記されるが、勿論それより古くより存したものであろう。記紀によると、それらアマ族のなかでは、安曇氏（阿曇）が有力であり、応神天皇紀三年の条に、各処の海人が証曉めいて従わなかったので、阿曇連祖大浜宿祢を遣わし、それを従えさせたとあるが、その阿曇氏は筑前国糟屋郡志加海神社にまつる三柱の綿津見神を祖神とし、同郡阿雲郷を本拠とした一族とみられ、それより勢力を伸展するとともに、各地にある渥美・安積・厚見などの地名よりみられるように、この一族がかなり陸地深く入り込み、漁業を捨て、専ら農業を営み生活するようになつたことも考えられるのである。

このようなアマ族の中に、イソベ氏は入るのであろうか。念のため、記紀をみると、『日本書紀』応神天皇五年八月の条に、

令諸國、定「海人及山守部」。

とある。これと同じ資料によつたものとみられるが、『古事記』応神天皇の条には、

此之御世、定「賜海部山部山守部伊勢部」也。

とみられる。日本書紀で「海人・山守部」、古事記で「海部・山部・山守部・伊勢部」とあるが、『古事記伝』で「山部と山守部と二はあらず、同じ物と聞ゆる」と記しているところを正しい解釈とみると、山部・山守部は山を監守する部、また一定の山を守る部、或いは山のものを得ることを主業とする部とみられる。そこで、紀の「海人」と、記の「海部」とも同じものとみられるが、残る記の「伊勢部」とはどのような関係になるのであろうか。『古事記伝』では、「此ノ伊勢部は何の故に定められにしか知がたし」と記している。しかし、この「伊勢部」は、紀が「山守部」とのみ記すのを、記で「山部・山守部」と挙げ記した如く、紀の「海人」を、記で「海部・伊勢部」と並記したもので、内容的には、海部と同じものとみるべきかとみられる。また、その「伊勢部」（イセベ）は「磯部」（イソベ）と同じものとみられる。そのようにみると、記紀でイソベ氏は海人族、その同族とされているものとみられないではない

い。しかし、もしそれならば、古事記で「海部伊勢部山部山守部」の順で記すことを何故しなかつたのか。そのように記さないのは、海部と伊勢部とは内容が異なるもの故とみられないでもない。この点、さらに慎重に検討すべき問題があるかとみられるが、一応海部と伊勢部とは同性格、その伊勢部と磯部とは同じものとみて、先へ進みたい。

イソベ氏、それは例えば『太平記』卷廿七右兵衛佐直冬鎮西没落ノ事の条にも、「磯部左近將監」の名がみられる如く、かなり多くある氏族名である。『尊卑分脈』でも、宇多源氏佐々木氏の分れ、加地信実の子秀忠を磯部氏とする他、多くの磯部氏がみられるし、上野国一の宮貫前神社の旧社家にも磯部氏があった。

そのようなイソベ氏は、古代よりのイソベという地名とまた無関係ではないようであるが、そのような地名の地をみてみたい。『积日本紀』卷十に引用の『筑前國風土記』逸文に、

怡土郡 昔者穴戸豊浦宮御宇足仲彦天皇將討球磨贈歟幸筑紫之時、怡土原主等祖五十跡手（略）天皇於斯晉五十跡手曰、恪乎五十跡手之本土可謂恪勤國、今謂怡土郡訛也。

とある。この五十跡手のことは、日本書紀仲哀天皇八年正月の条に、

天皇即美五十跡手、曰伊蘇志、故時人号五十跡手之本土、曰伊蘇國、今謂伊觀者訛也。

とみられる。すなわち、現在の福岡県糸島郡の地のイトのことであるが、この地名説話中の、蘇・観、いずれも甲類の字であり、s・tは現在でも交替して用いられることがあって、これは可能性の充分ある話である。それでこのイトはもとイソ、この筑前にも「伊蘇」の地名の存したことが知られるが、さらに『和名鈔』をみても、

筑前国怡土郡 同国宗像郡怡土郷 豊前国田河郡位登郷

のようないソと共に通するかとみられるイトなる地名がみられ、またイソは、

伊勢国度会郡 伊蘇、三河国渥美郡 磯部、相模国余綾郡 伊蘇、美濃国席田郡 磯部、

信濃国埴科郡 磯部、上野国碓氷郡 磯部、越前国坂井郡 磯部、

などの如くみられる。この地名がもしその磯部族と関係あるものとすると、その磯部氏も阿曇氏と同じく漁業を主とした生活より離れて、海を離れた陸地へ深く入りこんでの生活をした氏族と云えるのかも知れない。

\*

さて、それで本来漁業・航海を主とした業とした海上氏族の一つたるイソベ氏、それも伊勢国度会郡に居住したイソベ氏の信仰をみると前に、さらに漁業・航海を主とする氏族の信仰の特徴的なものについて考えてみたい。それは、それなりの特色があるとみられるのである。

『积日本紀』卷十五に所引の『日本後紀』淳和天皇天長九年（八三〇）五月の記事をみたい。

五月庚戌、令トミ茲元旱於内裏、伊豆国神為崇、癸丑、伊豆国言上三嶋神伊古奈比咩神「前預名神、此神塞ニ深谷、摧高巖、平造之地二千町許、作神宮一院、池三处、神異之事不可勝計」

とある。ここにいう三嶋神はいま静岡県三島市に鎮座の三嶋大社、伊古奈比咩神は下田市白浜に鎮座の伊古奈比咩神社である。その伊古奈比咩神社では、本社は三嶋大神の后神を祭神とするが、もと三嶋大神とともに三宅島に鎮座し、のち両社そろつて現社地、白浜の地に遷座したと伝承して來ている。その地は、『和名鈔』にいう「大社郷」の地であり、その地名よりも、その伝承、大社の鎮座地たる地であつたとのことの信憑性を匂わせるが、三嶋大神のみ、のちにさらに分離して現在地に遷座されたとまた伝えているのである。ここで、その伊古奈比咩神が三嶋大神の后神であるとの伝承があり、また前掲記事でともに名神社に預つたことが知られるが、統日本後紀仁明天皇承和七年（八四〇）九月廿三日の条に、

伊豆国云。賀茂郡有<sup>ニ</sup>造作嶋。本名上津嶋。此嶋坐阿波神。是三嶋大社本后也。又坐物忌奈乃命。即前社御子神也。新作<sup>ニ</sup>神宮四院。（略）去承和五年七月五日夜出<sup>レ</sup>火。上津嶋左右海中燒。炎如野火。十二童子相接取<sup>レ</sup>炬。下<sup>レ</sup>海附<sup>レ</sup>火。諸童子履<sup>レ</sup>潮如<sup>レ</sup>地。入<sup>レ</sup>地如<sup>レ</sup>水。震<sup>ニ</sup>上大石。以<sup>レ</sup>火燒推。炎燭達<sup>レ</sup>天。其狀朦朧。所々燄飛。其間經<sup>ニ</sup>

旬。雨々灰満<sup>レ</sup>部。仍召<sup>ニ</sup>集諸祝刀祢等。ト<sup>ニ</sup>求其祟<sup>ニ</sup>云。阿波神者。三嶋大社本后。五子相生。而後后授<sup>ニ</sup>賜冠位。我本后未<sup>レ</sup>預<sup>ニ</sup>其色。因<sup>ニ</sup>茲我殊示<sup>ニ</sup>恠異。將<sup>レ</sup>預<sup>ニ</sup>冠位。若祢宜祝等不<sup>レ</sup>申<sup>ニ</sup>此祟<sup>ニ</sup>者。出<sup>ニ</sup>龜火<sup>ニ</sup>將<sup>レ</sup>亡<sup>ニ</sup>祢宜等。国郡司不<sup>レ</sup>勞者。將<sup>レ</sup>亡<sup>ニ</sup>國郡司。若成<sup>ニ</sup>我所<sup>ニ</sup>欲者。天下国郡平安。令<sup>ニ</sup>産業豐登。今年七月十二日眇望<sup>ニ</sup>彼嶋。雲烟覆<sup>ニ</sup>四面。都不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>状。漸比<sup>ニ</sup>戾近<sup>ニ</sup>。雲霧鬱朗。神作院岳等之類。露見<sup>ニ</sup>其貌。斯乃神明之所<sup>ニ</sup>感也。

とみられる。すなわち、これでは三嶋神には本后阿波神が居られ、その御子神も居られたこと、それも上津島（神津島）におられるることを示すのである。ここで、また三嶋神の本后阿波神（神津島）、後后が伊古奈比咩神（三宅島）と伝承されて来ていることがみられるが、この離れた島々に坐す神々を夫婦神、父子神とみる謂わば伊豆神話というべきもの、離れた地の神々を夫婦・父子、さらに兄妹と見るような見方、これは農耕氏族のあいだにないでもないが、海洋氏族の方にことに多く、これが海士族的な見方とみられるのである。もつとも、ここには仏教的な影響、ここにみられる表現のなかにも法華經にみられるような語句があり、これは後世の当地方の薬師信仰へつながるそれとみられないでもないが、それがこの話の一要素としても、それの基礎として海士族的な見方があるのでないかとみるのである。このような例をさらに掲げるに、隠岐国海部郡に奈伎良比売命神社、宇受加命神社が式内社として鎮座する。その宇受加命神社は、現在地より海岸に近い地に降臨され、それより現社地へ遷られたと伝承するが、隠岐国の式内社の半が海上より来臨されたと伝承するのは、その地形より成立したもの、また海士的とみられるが、それはそれとして、この海士郡の二社について、海士島に現在も伝承されるところでは、奈伎良比売命は宇受賀命の御子であり、奈伎良比売命は宇受賀の地で産まれる予定であつたが、その地で産屋を用立て申し上げるものがなかつたので、豊田村產宿<sup>サカヤ</sup>で誕生され、その後豊田村明屋<sup>アキヤ</sup>（穢れが明けたとの意を含む）へ移られたという。さらにまた、この宇受賀命神社と、対岸の島、西ノ島すなわち知夫郡宇賀に鎮座の比奈麻治比売命神社とは夫婦神というのである。このような伝承、それは漁場の区域協定に関連してか、その部落の成立よりか、一々調査の要もあるが、ともかく漁民のあい

だによくみられるところであり、これを海士的信仰より来る特性とみるのである。さらに多くの例証を挙げ、一方の農民的信仰の場合と比較して論じなければならぬが、一応これくらいの例として、それが農民の場合の一般の如く近隣の神々と親子兄弟と古くより伝承する場合の少ないと対しての一特色とみたい。

つぎにその隱岐國知夫郡の比奈麻治比売命神社であるが、今も西ノ島の宇賀の部落より約三糠山越をしての不便な地、海拔百二十米程の日本海に面した地にある。こんなところに何故奉斎しているのであるうか。『日本後紀』延暦十八年（七九九）五月十三日の条に、

前遣渤海使外從五位下内藏宿祢賀茂麻呂等言。帰郷之日。海中夜暗。東西掣曳。不識所着。于時遠有火光。尋逐其光。忽到嶋浜。訪之。是隱岐國智夫郡。其處無有人居。或云。比奈麻治比賣神常有靈驗。商賈之輩。漂宕海中。必揚火光。頼之得全者。不可勝數。神之祐助。良可嘉報。伏望奉預幣例。許之。

とみられる。これよりみて、渤海と我が国と日本海を渡つての航海上の一目標、灯台的な役割を果していることが知られるが、その比奈麻治比売命神社の地は、そのように他国の人ためばかりでなく、この周辺で漁をする海人にとってもよい目標であり、そこに神を奉斎してきたものとみられるのである。それは、伊豆國伊豆半島の南端石廊崎灯台の存する地に、現在も奉斎される式内社伊波例命神社と同じ条件であり、このようにそれを奉斎する人々の居住地より離れた岬上、また海面より目標とするにふさわしい地に鎮斎しているのは海士族の生活にねぎした信仰とみられる。下田富士と呼ばれる山の頂に鎮座の意波与命神社も航海上の目標であろう。これが海士族的信仰の第二の特色である。海上よりの目標、それを神とし、また神の坐す場としてそこに神を奉斎するそれである。海士族の奉斎する神社、海神をまつるそれ、それは農耕氏族のそれとは別した特徴をもつたことは当然のことであろう。農耕生活に欠かすことの出来ない、水・川・泉また井に対する農耕的な信仰、山神・田神信仰よりする里宮的な地に迎えてのそれとは異なる特色がみられるのは当然のことであろう。

ひぎに、さらにこれも一つの特色として加えてよいかとみるが未だ結論を得ていない。一応、試論、仮定的に記してみると、延喜式内三千一百三十二座、二千八百六十一処の神社中に、「命」、「比売命」など固有名詞的神名のつく神社がいくつかみられるが、それも国また郡毎に他に比較して多くみられるところがある。それを挙げると、

河内国大県郡十一社中六社

摂津国住吉郡十五社中四社

伊豆国賀茂郡四十三社中三十五社

同 国田方郡二十四社中十社

同 国那賀郡二十二社中九社

安房国安房郡二社中一社

若狭国遠敷郡十五社中五社

越前国敦賀郡三十七社中六社

能登国羽咋郡十四社中八社

同 国能登郡十七社中十七社

同 国鳳至郡九社中九社

同 国珠洲郡三社中二社

出雲国出雲郡五十八社中八社

隱岐国知夫郡六社中四社

同 国海部郡二社中二社

肥後国阿蘇郡二社中二社

との如くみられるのである。なかでも、伊豆国賀茂郡、能登国能登郡、同鳳至郡、隱岐国全郡、阿波国名方郡、伊予

国風早郡、豊前国全郡、豊後国直入郡、速見郡、海部郡などに多くの例がみられる。これらのうち、豊前国・肥後国の場合は別の要素が強いが、他の場合海士族の居住地として有力な地が多く、それより或いはこれら「命」「比売命」さらに「比古」と称される神社名は海士族的な呼称かとみられないではない。これは未だ詳らかではないが、一つの仮定として、これを海士族的信仰の一つに仮に加えて置きたい。

そこで、以上海士族の信仰として、(1)海上生活つまり広く眺望のきく地での活動、また協定作業よりしてか、隣接の神々を夫婦神、父子神とみるような感覚、(2)航海目標に対する崇敬、それに付け加えて、それらの神々をその鎮座地の地名等に関連して呼称するのではなく、固有名詞的名称(人称的名称)で呼ぶことが主であったのではないかとのような特色をその信仰に関連しての外的な特色として考えてみるのである。

\*

そこで、伊勢国度会郡地方に古代居住したイソベ氏の信仰についてみて行きたい。このイソベ氏は、先述の如く延暦二十三年(八〇四)の『皇太神宮儀式帳』、『止由氣宮儀式帳』に、それぞれ奉仕の氏として名が現われるが、『続日本紀』和銅四年(七一)三月六日の条に、

伊勢国人磯部祖父、高志二人、賜姓渡相神主。

とあることよりも察せられるよう、国度会氏の祖というが、本来と云える。またその儀式帳より荒木田氏もイソベ氏より出了ものなること知られるが、『三代実録』元慶三年(八七九)五月二十三日の条に、

伊勢国度会郡大神宮氏人神主姓「荒木田三字」、大神氏人有三神主姓「荒木田神主、根木神主、度会神主是也。自

進大肆荒木田神主首麻呂」以後、脱漏荒木田三字、今首麻呂裔孫向官披訴、故因旧加之。

とある。この荒木田、度会神主の姓、神祇制度整つてのち出たものとみられる。それについての詳論を避けるが、この荒木田神主、度会神主のもと、皇太神宮御鎮座当より天武天皇御宇、或いはそれより少しくあと頃迄の時代に奉

仕したイソベ氏の信仰を検討したい。

それで、『皇太神宮儀式帳』のなかに記されている神宮所摂社、それはその後の異動もあるが、『延喜大神宮式』に記され、『延喜神名帳』にもみられ、度会行忠が弘安八年（一二八五）十二月、ときの関白藤原兼平の命を承けて撰した『伊勢二所太神宮神名秘書』にもみられ、現在も神宮の摂社・末社また所管社とされているところである。これらの社は、度会郡内にあるが、度会郡は古くより神郡として大神宮司の管理に属したから、これら郡内の諸社もその掌るところとなつたことは了解できるが、それらの神社はいつ頃成立したのであろうか。これらについて、儀式帳に「倭姫内親王御世定祝」とあるものが大半であり、数社のみ「大長谷天皇御宇定祝」等とあるが、その後者はあとでみるとして、この前者、それはすべてその皇太神宮御鎮座以前より存したとは簡単に云えないにしても、また「倭姫内親王御世定祝」とのことも、そのままには信じ難い。しかし、いずれにせよ、その基礎確立期に存していたことは事実とみられるが、その皇太神宮御鎮座以前、またその前後より基礎確立期に奉斎されていたとみると、それを奉斎したのは誰か。これについて考えると、この地方に当時居住していたイソベ氏一族であったとみられるのである。イソベ氏、それが磯を中心としてどの程度に拡がっていたか、正確には知り難いが、宇治土公もイソベ一族であり、これららの神社の存在する範囲に相当広く拡がり、そこを占有していたとみられ、それらはイソベ一族と概してみても大過あるまいとみられるのである。少なくとも儀式帳の成立大分前よりイソベ氏一色で勢力を占めていたとみられることから、この推測の上に、それらの神社はイソベ氏が奉斎したものとみて、その神社を通じイソベ氏の信仰の実態について考察して行きたい。

ここで一つの問題は、これら神社の鎮座場所である。それを正確に抑えてから当らなければならぬが、その点でつまづくのである。すなわち、その鎮座地をすべて正確にすることは困難である。儀式帳にその社の鎮座地を正確には記さず、延喜式に記されず、『伊勢二所太神宮神名秘書』に僅かに記されているものの、それが本来の地か否かに問

題があり、単に「在宇治郷」、「在沼木郷」などのみではさらに細かく正確を期し難いのである。さらにそれよりあと、戦国の争乱期に神宮正殿の式年遷宮すら百余年滞る状況であり、これら攝末社は荒廃その極に達して、終にはその跡かたも解らなくなつたものもあり、寛文三年（一六六三）頃になって漸く復旧されたけれども、そのすべてが解つてのことではなく、昭和の現代でも、未だ旧社地にすべてがもとの地に一社ごとの社殿をもつて修復とのことには及んでいない状況である。この旧鎮座地、少なくともいま問題としようとする時代の鎮座地を知ること、この問題を考える上での大きな条件となるが、この点現在ではそのすべてを知ることは不可能に近い。よって一応解る範囲を中心みて行きたい。

『皇太神宮儀式帳』にみられる官社、未官社の祭神より考察を試みたい。（この場合、『皇太神宮儀式帳』の記載よりはその系譜関係が当り得るが、『止由氣宮儀式帳』の記載にはそれがなく、系譜の点で前者のみ根拠として用いることとする）その祭神系譜より分類すると、次の如くなる。その系譜中の神名が儀式帳に記す祭神名であり、（ ）内がその奉斎神社名、「」内はその御形（神体）、「」内の倭は「倭姫内親王御世定祝」、大長谷は「大長谷天皇御宇定祝」の略である。

### 官帳社

- 神櫛玉命—大歲—桜大刀自（小朝熊神社）「石」「倭」
  - 苔虫神（—）「石」「倭」
  - 千依比売命（久麻良比神社）「石」「倭」
- 大山罪乃御祖命（大水神社）「ナシ」「倭」—大山罪命—朝熊水神（小朝熊神社）「石」「倭」
  - 石己呂知居命（鴨社）「石」「倭」
  - 山田姫命（宇治山田神社）「ナシ」「倭」

○栖長比女命(津長大水神社)「石」「倭」

○久々都比女命(久具神社)「石」「倭」

○久々都比古命(〃)「石」「倭」

○那良原比女命(稻原神社)「石」「倭」

○高水上(坂手神社)「石」「倭」

○太神御倉川神(田辺神社)「鏡」「大長谷」

○太神御蔭川神(蚊野神社)「鏡」「大長谷」

(御船神社)「ナシ」「倭」

○鳴宸電(湯田神社)「ナシ」「大長谷」

○太歲御祖命(〃)「ナシ」「大長谷」

(江神社)「ナシ」「倭」

○國生神  
　　大國玉命(大土神社)「石」「倭」

　　水佐々良比古命(〃)「石」「倭」

　　水佐々良比壳命(〃)「石」「倭」

　　宇治比壳命(国津御祖社)「石」「倭」

　　荒前比壳命(神前神社)「石」「倭」

○田村比壳命(国津御祖社)「ナシ」「倭」

○東方堅田神(堅田神社)「石」「倭」

○天須婆留女命

同 御玉（榛原神社）「ナシ」（奈良朝廷）

長口女命（江神社）「水」〔倭〕

速川比古（狭田神社）「ナシ」〔倭〕

速川比女（〃）「ナシ」〔倭〕

山末御玉（〃）「ナシ」〔倭〕

○宇加乃御玉（江神社）「」〔倭〕

○須佐乃乎命御玉（粟御子神社）「石」〔倭〕

○道主命（〃）「石」〔倭〕

○月読神御玉（川原神社）「ナシ」〔倭〕

○麻奈胡乃神（滝原神社）「石」〔倭〕

未官帳入田社

○大水上御祖命（那自壳神社）「石」

同 御玉（〃）「石」

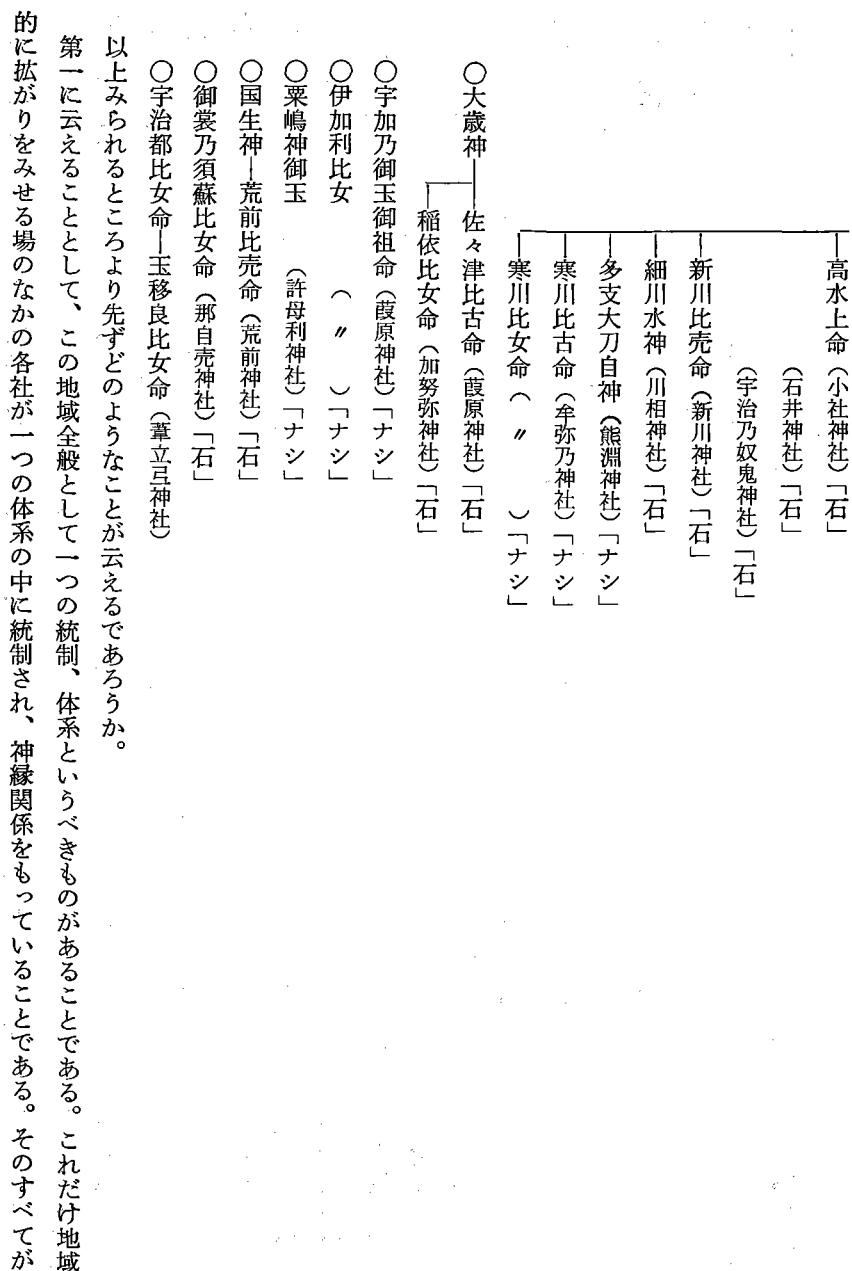
大水上 石己呂君（鴨下神社）「ナシ」

鴨比古（〃）「ナシ」

鴨比売命（〃）「ナシ」

津布良比古（津布良神社）「ナシ」

津布良比売命（〃）「ナシ」



一つの血縁的系譜でもって結ばれてはいるのではないが、これだけの系譜関係がみられることは他地方で滅多にみられない。これは神宮のお膝元ということもあるが、さらにこの地域全域を一氏族で支配、すなわちイソベ氏で支配していた結果とみてよいであろう。たとえ、その系譜が儀式帳編纂時に作成されたものとしても、そのような系譜関係でみると許したこと、またそのような発想の基礎に一氏族支配があつたと云えよう。

第二に、その神縁系譜より、(一)水神信仰、(二)国生神すなわち土地神信仰、(三)大歳神信仰、(四)天須婆留米命信仰、すなわち、すばる信仰が大きな位置を占めていることがみられる。ことに水神信仰である。その水神奉斎の神社鎮座地がすべて判明しているわけではないが、それでも小朝熊神社、薗相神社、宇治山田神社、久具神社など判明している神社をみると、五十鈴川・宮川・外城田川の流域に鎮座している。それは農耕に関連しての水神信仰に他ならない。

また国生神信仰も農耕的土神信仰とみられる。大土神社など正にそれであらう。楠部の神田の地の神である。大歳神信仰はいうまでもなく農耕民的信仰である。而して、すばる信仰であるが、この「すばる」、それは二十八宿の一つ、雄牛座の星の集團に関する神であるが、これは漁民的信仰とみられないでもないが、江神社のみでなく、狭田神社の祭神とされているところよりすると、これも農業神、水と関連して信仰されているのかともみられる。これらよりすると、この皇太神宮で管せられる神社、土着のイソベ氏の信仰奉斎した神々は、農業に関連の神々であり、これよりはイソベ氏は海士的性格より、農耕民的性格をもつた氏族と云えるのである。

第三に、小朝熊神社祭神に大山罪神子朝熊水神との如く、大山祇神の名を出しているが、その大山祇神の名は伊豆国三嶋神社が同じく大山祇神とされ、伊予国大三島の大山祇神社がまた大山祇神であり、先述の如く伊豆国三嶋神社の旧社地よりして、これらはいづれも漁民的信仰より出ているところとみて、朝熊岳を海上よりの目標とした信仰をここに示しているのかとみられる。また神前神社の荒前比売命は国生神の御子とみるが、荒前、神前は荒崎、神崎であり、潮流の変化の烈しい岬の神に対する漁民の信仰より出たものとみられる。

第四に太神御倉川神をまつる田辺神社、太神御蔭川神をまつる蚊野神社であるが、この二社の御形が鏡と他社に比べ特異である。また雄略天皇御宇定祝と他と異なる。この二社は、その社名より、もとの度会郡東外城田村 大字矢野、大字蚊野、現在の度会郡玉城町に存すること明らかであり、その神名より、その近くの外城田川に関連した神を奉斎するものとみられる。そのあたりは、荒木田氏によつて開発された墾田、すなわちアラキダ、キダの地であり、これはその開発後、或いはその開発時に奉斎されたこと故、他が御形を「石」、また「ナシ」と古代祭祀の継承を示すのに対して、鏡であり、その定祝伝承も雄略天皇御宇との如く新しいのは、完全に農耕氏族となつての伝承を示すものと云えよう。

以上四点を先に述べた海士族的信仰の特色的形態と関連して、さらに検討してみたい。

先ず第一にこのイソベ氏一族にみられる信仰、その奉斎する神社名でなく、その祭神名であるので、これ先述のことと直ちに結びつかないが、ミコト、ヒメノミコトなどとの呼称がみられるのはその仮説的にみた海士族信仰の神社名に多いそれらの名と何等か関連しているかも知れない。

第二に、そこに夫婦神的関係ではないが、父子的関係、兄弟関係をもつて結んでみているところ、それは先述の如く農耕神ではあるが、漁民信仰的な発想でそれを結びつけているものかとみられる。云いかえれば、イソベ氏の信仰に海士的信仰の一般的特色を有している、それを残していると云えよう。

第三に朝熊岳そのものを麓の小朝熊神社に奉斎したことがいつからかの問題はあるが、そこに大山祇神の名を出して信仰すること、それと現在でも難所とされる神崎の荒前神に対する信仰は、航海上の目標、また難所の神を恐れ信仰する漁民のそれとみられる。

以上のように、イソベ氏の信仰には確かに海上氏族、アマ族的なところがみられる。しかし、全体としてそのアマ族的な信仰よりも、水神信仰、国生神信仰、大歳神信仰との特色的の方が強く、この儀式帳にみられる神社を通じては

農耕民的な性格が大きいと云えるのである。

それは朝熊岳の神を大山祇神として止めるのではなく、水神と関連してみていることは、例えば大和国大神神社の狹井神社に対する信仰の如く、その山よりうける水に対する農耕民的信仰に移行していること、また、さらにそれを大歳神と結びつけて農耕的な信仰をしていることからも証明することが出来るであろう。（大神宮本記でそれを大歳神一座とされているのは、のちのことではあるが、更にそれへの移行を示すものであろう。）

そして、このような農民的信仰と、それをこのようにまとめてこと、それはそんなに短日月に出来ることとはみられず、かなりの日月を要するものとみられる。

このようなことから神宮鎮座創建時代よりその基礎確立期のイソベ氏は、海士族というより、既にかなり農耕氏族的生活へ移行しており、ために神宮の農耕神的色彩の強い祭儀にも奉仕出来たものとみられる。イソベ氏との名にとらわれず、その性格をこの点よりもよくみなければならぬであろう。

ついでに記すが『皇太神宮儀式帳』で御遷幸について、多氣佐々牟迦宮より玉岐波流磯宮へ遷られ、つぎに佐古久志呂宇治家田上宮を経て、現在地に鎮座と記すのに対し、『倭姫命世記』では、その伊蘇宮より、さらに外城田川を遡り田辺神社の方から止羽・笠木を経て、滝原付近まで歩かれたと記すが、この伝承、荒木田伝承かとみられるが、そのような伝承が生ずる程、この土地に結びついて信仰したところ、正に農耕氏族になりきつていったと云えよう。